

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年3月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500317 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500127 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、請求期間当時、A 社において、正社員の B 業務員として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、請求期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者の勤務期間（入社日及び退社日）等は不明であるが、請求者が B 業務員として同社に勤務していた旨回答している上、前述の同僚の一人から提出された同社に係る「〈A 社〉社員住所録 昭和 57 年 8 月 1 日現在」には、請求者の氏名、請求者が当時の住所と陳述する住所と同一の住所及び所属部署名が記載されていることが確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間当時、A 社の所在地を管轄していた C 公共職業安定所は、請求期間において、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録については該当が無い旨回答しており、雇用保険の被保険者記録から、請求者に係る勤務期間を推認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時の事業主は、同社は、既に倒産し、請求期間当時の貸金台帳、厚生年金保険等の資料は保管していない旨回答しており、請求者の勤務期間等について確認することができない。

さらに、前述の社員住所録には昭和 57 年 8 月 1 日現在の従業員の氏名等が記載されているところ、被保険者名簿及びオンライン記録により、当該従業員の厚生年金保険の被保険者記録を確認したが、請求者を含む 3 人については、昭和 57 年 8 月 1 日時点では、厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、請求者以外の二人は同年 11 月 1 日付けで A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同社においては、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった旨回答しており、請求期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A 社に係る被保険者名簿によると、請求期間において、請求者に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500326 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1500006 号

第 1 結論

昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 39 年 4 月 13 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 39 年 4 月 13 日まで

平成 16 年頃に年金の裁定請求を行ったところ、A 社 (現在は B 社) に勤務していた請求期間について、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。

しかしながら、脱退手当金の請求手続や受給した記憶はないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、請求者が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、請求期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日 (昭和 39 年 4 月 13 日) から約 4 か月後の昭和 39 年 8 月 1 日に支給決定されている上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、B 社は、脱退手当金について、請求期間当時の担当者に確認したところ、脱退手当金の請求に関しては、本人の意志であり、脱退手当金を請求する場合は、本人からの依頼により会社が手続のみを行っていたが、脱退手当金の受給に関して同社は関与していなかった旨回答している。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。